

# 区長引継ぎ資料

令和8年1月16日

長泉町区長連絡協議会

# 目 次

	ページ
1 主なスケジュール	1
2 区選出 役員・委員等一覧表	2
3 区長会の開催	3
4 定例行事	3
5 広報紙の配布等	3
6 自治会活動に伴う保険	3
7 募金、協力金等の依頼	4
8 防犯灯の管理	4
9 道路反射鏡（カーブミラー）の維持管理	4
10 区申請工事	5
11 区役員等に対する報償	5
12 区の新設・区境の変更について	5
13 避難行動要支援者避難支援	5
14 各区に対する補助金・助成金制度	7
15 区長引継ぎ品目	12
16 区長連絡協議会事務局連絡先	12
17 長泉町区長連絡協議会規約	13
18 長泉町区長連絡協議会表彰規程	14
19 長泉町区長連絡協議会役員手当内部規程	15
20 長泉町区長連絡協議会消防団後援会費内部規程	16
21 防犯灯修繕等依頼書	17
22 道路反射鏡（カーブミラー）設置基準	19
23 通学路防犯カメラ設置事業費補助金	23
24 敬老事業対象者名簿依頼	24
25 二十歳の集い対象者名簿依頼	26

## 1 主なスケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 区長会の開催	●	●		●			●			●		
2 広報ながいづみの配布月1回(1日)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 自治会活動保険	依頼 →											
4 社会福祉協議会会費、日本赤十字社会費	依頼・資材配布 →		収納活動									
5 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金			依頼 →		資材配布	募金活動						
6 次年度コミュニティ施設整備事業等補助要望調査				要望書提出 →								
7 次年度 区申請工事要望調査			要望書提出 →			現地立会い →		12月下旬 回答連絡				
8 道路反射鏡(カーブミラー)の維持管理	随時											→
9 消防後援会費							依頼 →					
10 当年度コミュニティ施設整備事業申請	随時 →											→
11 防犯灯修繕等依頼	随時 →											→
12 区役員に対する報償										2月中 ●		
13 新年度役員依頼											→	
14 定例行事	● 河川清掃				● わくわく祭り		● 防災訓練		● 地域防災の日	● 二十歳の集い、出初式		

## 区選出 役員・委員等一覧表

令和8年4月1日現在

担当部署	役 員 名	任 期	期 間	職務・通常の会議等
行政課 TEL989-5500	区長	1 年	令和8年4月～令和9年3月	自治会活動の推進、区長会年5回（予定）、役員会年5回（役員のみ）
	副区長・会計	1 年	令和8年4月～令和9年3月	自治会活動の推進・会計
福祉保険課 TEL989-5512	民生委員・児童委員	3 年	令和7年12月～令和10年11月	社会福祉に関する相談及び指導、行政・社協からの調査、依頼事項への協力、福祉関連行事への参加、会議年12回、研修会への参加
健康増進課 (健康企画チーム) TEL989-5575 (スポーツ協会) TEL987-5859	スポーツ協会幹事	1 年	令和8年4月～令和9年3月	町民大会参加に伴うスポーツ協会との連絡・調整等、総会1回、幹事会2回程度
健康増進課 (成人保健チーム) TEL986-8769	健康推進員	2 年	令和8年4月～令和9年3月	地域における健康づくりの推進と協力、会議年4回（研修会含む）、校区代表者会3回（代表のみ）
生涯学習課 TEL986-2289	青少年補導員	2 年	令和7年4月～令和9年3月	青少年の補導活動、会議年1回程度、役員会年3回程度（役員のみ）、巡回補導年8回程度（夏季3回、冬季・春季各2回、その他必要に応じて実施）
	生涯学習推進地域づくり活動連絡協議会委員	2 年	令和7年4月～令和9年3月	区における地域づくり活動事業の推進、会議年2回、研修年1回、役員会年3回（役員のみ）
くらし環境課 TEL989-5514	環境指導委員	1 年	令和8年4月～令和9年3月	地域における環境美化及び環境衛生の推進・啓発、河川清掃・清掃の日（毎月第1日曜日）指揮・指導、犬のフン・ポイ捨て監視パトロール（随時）、一斉パトロール（年2回）、ゴミゼロ運動（年1回）、会議（年2回）
地域防災課 TEL989-5505	交通指導員	2 年	令和8年4月～令和10年3月	定期街頭指導（月3回）、各催事の街頭指導、研修会年2回、年4回交通安全運動への参画及び指導、各種主催行事への協力等 ※選出区については、別途依頼文を送付します。
	自主防災会長		令和8年4月～	区防災対策及び自主防災連合会事業の推進（全体会議年5回、各種訓練等年5回、その他）
	地区安全会議委員	1 年	令和8年4月～令和9年3月	地域防犯活動（会議3回程度、各地区による防犯パトロール等の実施）※原則区長
	消防団員	2 年	令和7年4月～令和9年3月	火災及び災害出動、定期訓練月3回、総合防災訓練、地域防災訓練、各自主防災会との連携訓練など年6回他管轄区及び構成人員 ※下記団員数には団本部役員12名 女性団員10名は含まれない。 第1分団 45人 下長窪(6)、南一色(6)、納米里(6)、上土狩(6)、中土狩(6)、池田(4)、八分平(1)、駿河平(3)、東ベ南一色(1)、谷津(1)、尾尻住宅(1)、惣ヶ原(1)、エンゼル(1)、シャリエ中土狩(1) ※目標人数については変動する可能性があります。 第2分団 35人 鮎壺(3)、薄原下(2)、薄原上(2)、東(3)、原(2)、西(2)、駅上(1)、駅中(1)、駅下(1)、新屋町上(1)、新屋町中(1)、新屋町下(2)、三軒家(2)、原分(2)、荻素(1)、杉原(2)、シャルマン(1)、エンゼル西(1)、シャリエ南(1)、シャリエ東(1)、グランツ(1) 第3分団 33人 竹原(13)、本宿(13)、高田(2)、シャルマン竹原(2) 第4分団 22人 元長窪(10)、上長窪(10)、屋代住宅(2) ※現在調整中 ※( )内は区選出目標人数

### 3 区長会の開催 (担当課 : 行政課 055-989-5500)

区長会の開催は、4月、5月、7月、10月、1月の年5回を予定しています。

役員会の開催は、4月は区長会と同日、5月以降は区長会開催の概ね1週間前を予定しています。

※10月の役員会・区長会は、協議事項等の状況により開催を見送る場合があります。

### 4 定例行事

- ・清掃の日 第1日曜日
- ・河川清掃 4月第3日曜日
- ・わくわく祭り 8月第1土曜日
- ・総合防災訓練 10月第3日曜日、地域防災の日防災訓練 12月第1日曜日
- ・出初式 / 二十歳の集い 1月第2日曜日

注 : 上記以外にも定例行事、各種スポーツ関連の町民大会があります。

### 5 広報紙の配布等 (担当課 : 情報戦略室 055-918-2015)

町広報紙は、毎月1回(1日号)発行しており、発行日当日の昼までに区が指定する場所(公民館等)へ届けています。(発行日が日曜日の場合はその前日になります。)また、回覧物についても、報告を受けている回覧部数を町広報紙の発行当日の昼までに、町広報紙と同じ場所に届けています。受け取り次第速やかに、各戸へ配布・回覧するようお願いします。

また、配布部数や配布場所が変更となる場合は、毎月20日までに情報戦略室へ申込フォームまたはメール、窓口でお知らせください。

(4月号の変更は3月13日(金)まで)

メールアドレス : dx@town.nagaizumi.lg.jp



▲申込フォーム

### 6 自治会活動に伴う保険 (担当課 : 行政課 055-989-5500)

区長会	名称	期間	担当課	内容
第1回	自治会活動保険	5月11日	区長連絡協議会 (行政課)	補償内容により保険料が異なります。 詳細は、第1回区長会で配布するパンフレットでご確認ください。※町補助金あり

※期間は目安になります。

## 7 募金、協力金等の依頼 (担当課: 福祉保険課 055-989-5512、社会福祉協議会 055-988-3920)

区長会	名 称	期 限	金額 (円)	担当課	備 考
第1回	社会福祉協議会会費	6月26日	300	社会福祉協議会	
第1回	日本赤十字社費会費	6月26日	500	福祉保険課	
第3回	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金	11月6日	500	社会福祉協議会 (長泉町共同募金委員会)	合わせて500円
11月中	消防後援会費	1月5日	300	区長連絡協議会 (行政課)	消防団世帯を除く
	合計(特別会費・特別社費を除く)		1,600		

※期間は目安になります。

## 8 防犯灯の管理 (担当課: 地域防災課 055-989-5505)

防犯灯の不点灯等を確認した場合は、地域防災課へ「防犯灯修繕等依頼書」を提出してください。(防犯灯修繕等依頼書の様式は18ページ)

内容		対応
対象	種別	
町が設置した防犯灯	(1)不点灯 ・灯具の故障 ・灯具の寿命 ・自動点滅器の故障 など	町
	(2)明かりの遮断 ・樹木の繁茂 ・クモの巣 など	区・所有者など
	(3)新規設置場所の要望 ・設置場所(新規等) など	町 ※不要と判断する場合もあります。

※防犯灯の電気料は、町が東京電力(株)へ支払います。

## 9 道路反射鏡(カーブミラー)の維持管理 (担当課: 地域防災課 055-989-5505)

道路反射鏡(カーブミラー)の設置要望などがある場合は、地域防災課へご連絡ください。

設置にかかる要望は隨時受付けており、「道路反射鏡(カーブミラー)の設置基準」に基づき、設置可否を検討し都度回答します。

※19~22ページの「22 道路反射鏡(カーブミラー)の設置基準」をご覧ください。

## 10 区申請工事 (担当課：工事管理課 055-989-5518)

工事管理課では、管轄する道路、河川、公園、交通安全施設（道路の白線、交通安全啓発看板など）について、毎年、次年度以降に行う工事の要望を受付けています。

6月上旬に申請用紙（次年度以降の要望調査）を各区長へ送付しますので、区内で要望内容等をご検討いただき、工事管理課へ提出してください。

後日区長立会いの下、現地確認をさせていただきます。

(1) 申請の締切 8月末

(2) 申請内容の現地確認 10月下旬を予定※別にご案内します。

(3) 申請に対する回答 12月下旬

※ 緊急を要するものは当申請によらず、隨時お知らせください。

## 11 区役員等に対する報償（支払日は目安） (担当課：行政課 055-989-5500)

行政への協力及び行政情報の伝達等(町広報紙の配布等)のお礼として、年度末に区役員（区長、副区長、班長）に対して記念品代を支払います。※段階的に見直しをしています。

(1) 記念品代算出基準

① 区長 (均等割) 32,000円

② 副区長 (均等割) 8,000円

※区会計は副区長として支払い、副区長を兼務しているときは重複して支払いません。

副区長の均等割は、各区の選出人員により2名を限度として支払います。

③ 班長 (均等割) 4,000円

※班長が区長、副区長または会計を兼務している場合は重複して支払いません。

④ 世帯割 300円×世帯数

(計算式) ①+②+③+④=支払い金額

(2) 世帯数、班長数の基準

各区より報告された、1月1日現在の世帯数・班長数を基準としています。

(3) 支払予定日

2月下旬

## 12 区の新設・区境の変更について (担当課：行政課 055-989-5500)

区内でのマンション建築等により新たな区が新設される場合や区境を変更する場合は、事前に行政課までご連絡ください。

## 13 避難行動要支援者避難支援 (担当課：福祉保険課 055-989-5512)

(1) 概要

「避難行動要支援者」は、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、要介護認定者、重度の障害のある方など、避難に関する情報を的確に把握することが困難であったり、避難に時間がかかるてしまったりと、自分ひとりでは適切な避難行動がとれず、災害時には大きな被害を受

ける可能性が高いと言われており、近年の風水害や地震災害をみると、犠牲者の多くを要支援者が占めている現状があります。

そこで長泉町では、災害時の避難行動要支援者の避難支援を的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報の把握に努めています。防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「長泉町避難行動要支援者避難支援計画」（全体計画）を平成22年度に策定し、平成23年度より情報を提供することに同意した避難行動要支援者の個人情報（避難支援計画（個別避難計画））を地域で共有し、地域をあげて避難行動要支援者に対する支援を行っています。

#### (2) 対象者

災害時に家族等の支援が受けられない在宅者で次の条件のいずれかに該当する方

- ・介護保険要介護3以上の認定者
- ・身体障害者手帳1級、2級、3級所持者
- ・療育手帳A所持者
- ・一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯
- ・自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者
- ・特定疾患の医療費助成を受けている難病患者
- ・その他これに準じる方

#### (3) 情報の共有範囲

①常時提供　区長、自主防災会長、民生委員・児童委員

②必要な限度で提供　消防機関、警察、社会福祉協議会、その他避難支援の実施に携わる関係者

#### (4) 主な役割

区長	三者（区長・自主防・民生）協議の場を設定
自主防災会長	避難支援者の決定
民生委員・児童委員	個別避難計画の更新・町への連絡
町（行政）	資機材の整備

各区において、災害時に一人では適切な避難行動が取れず、大きな被害を受ける可能性が高い方（避難行動要支援者）について、避難支援を実施するための計画（個別避難計画）が保管されている赤ファイルを区長、自主防災会長、民生委員に配布しています。それ以外にも必要な限度において、消防機関、警察等にも配布する場合があります。前区長から赤ファイルを引き継いでください。

①変更が生じた場合に、更新をお願いします。（毎年民生委員が訪問し個別避難計画を更新）

②区長、自主防災、民生委員の三者協議を実施し、要支援者の支援者を検討・決定

③三者協議などで、区ごとに避難行動要支援者の個別避難計画の作成・更新

「誰のことを（要支援者）」「誰が（支援者）」「いつ（優先順位など）」「どこへ（避難所）」など

※個別避難計画は、非常に高度な個人情報が掲載されていますので、お取り扱いにはくれぐれ

もご注意いただきますようお願いします。また、知り得た個人情報が外部に漏出することのないようご配慮ください。

## 14 各区に対する補助金、助成金制度

- (1) コミュニティ施設整備事業等補助金（担当課：行政課055-989-5500）

【申請者：区長】

地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業等を実施する各区に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

第3回区長会で次年度のコミュニティ施設整備事業要望調査について説明をします。次年度以降に各区で事業を実施する場合は、9月末（予定）までに行政課へ要望書と予定事業の見積書（1者）を提出していただきます。

※注意事項：補助金交付申請時は、同一日に徴した見積書2者以上の添付が必要となります。

補助の対象		補助率等
事業の区分	経費の区分	
1 区公民館施設整備事業	(1)新築（建替えを含む。）・増築	事業費（要綱に定めるものを除く）の2分の1以内。ただし、3,000万円を限度とする。
		事業費20万円を超えるものに対し事業費の2分の1以内。ただし、300万円（3年間通算）を限度とする。
		消防法に適合する消防設備に改善するものに対し事業費の2分の1以内
		事業費20万円を超えるユニバーサルデザインへの対応のために改修するものに対し事業費の4分の3以内。ただし、300万円を限度とする。
		耐震診断に基づき補強するもの（既存建築物に限る）に対し事業費の4分の3以内。ただし、1,000万円を限度とする。
	(3)敷地	要綱に定める基準面積に標準単価を乗じた額の2分の1以内。
2 区放送施設整備事業	(1)新築・改修	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。ただし、放送柱の移設を伴う改修は除く。
	(2)放送柱の移設を伴う改修	事業費の10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。
3 複写機購入事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき20万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。

4 公公用電話架設事業	新設	事業費の2分の1以内。ただし、5万円を限度とする。
5 テレビ整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
6 映像再生装置整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
7 エアコン整備事業	新設・買替・修繕	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は5年以上のものとする。
8 パソコン等整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。なお、各区につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
9 屋外掲示板整備事業	新設・買替	事業費10万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は10年以上のものとする。

(2) 自治会活動保険補助金（担当課：行政課 055-989-5500）

【申請者：区長連絡協議会会長】

区長連絡協議会で紹介する自治会活動保険に加入する区に対して補助金を交付します。

各区への補助金交付額＝基準額×自治会活動保険への加入世帯数

※基準額は一世帯あたり概ね50円

(3) 防災資機材等整備事業補助金（担当課：地域防災課 055-989-5505）

【申請者：自主防災会長】

地震等災害による住民の生命、身体及び財産を守るため、防災資機材等整備事業を実施する自主防災会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

補助の対象		補助率及び補助限度額
事業の区分	経費の区分	
1 防災資機材整備事業	(1) 防災資機材購入経費	経費一式が3万円以上のものに対して4分の3以内とし、10万円を限度とする。
	(2) 防災資機材補修経費	経費一式が3万円以上のものに対して4分の3以内とし、10万円を限度とする。
	(3) ろ水機購入経費	経費一式の4分の3以内とし、ろ水機1台(1t/h以上)につき40万円を限度とする。

	(4) 可搬ポンプ購入経費	経費一式の4分の3以内とし、1台(C-1級以上)につき60万円を限度とする。
2 防災倉庫整備事業	(1) 建設経費	経費一式の4分の3以内とし、50万円を限度とする。
	(2) 増築経費	同上
	(3) 改修経費	経費一式が3万円以上のものに対して2分の1以内とし、30万円を限度とする。
3 可搬ポンプ収納庫整備事業	(1) 建設経費	経費一式の4分の3以内とし、50万円を限度とする。
	(2) 改修経費	経費一式が3万円以上のものに対して2分の1以内とし、30万円を限度とする。

(4) 自主防災対策事業補助金（担当課：地域防災課 055-989-5505）

【申請者：自主防災会長】

災害発生時の応急対策の万全を期し、もって町民生活の安全を図るため、区ごとに編成する自主防災組織の行う事業に対し補助金を交付します。補助の対象となる事業は、自主防災組織の運営及び防災訓練に要する経費です。

世帯数	補助額
50世帯未満	20,000円
50世帯以上 100世帯未満	50,000円
100世帯以上	50,000円 + (世帯数 × 80円)

(5) 高齢者生きがい対策事業費補助金（担当課：長寿介護課 055-989-5537）

【申請者：区長】

高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者生きがい対策事業を実施する各区に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。（品目等、具体的な補助内容は、お問い合わせください。）

※この補助金を申請する場合、区においてコミュニティカフェ（地域の中で高齢者を含む住民が自由に通える居場所）及び介護予防（高齢者が要介護状態になるのを防いだり、要介護状態の人の悪化防止、改善を図ること）活動を実施していただくことを条件とします。

第3回区長会で次年度以降の高齢者生きがい対策事業費要望調査について説明をします。次年度以降に各区で事業を実施する場合は、9月末（予定）までに長寿介護課へ要望書と予定事業の見積書（1者）を提出していただきます。

※注意事項：補助金交付申請時は、同一日に微した見積書2者以上の添付が必要となります。

補 助 の 対 象		補 助 額
事 業 区 分	経 費	
1 高齢者生きがいセンター設置事業	新築（建替えを含む。）、増築により高齢者生きがいセンターを設置する事業に要する経費	事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の10分の10（限度額200万円）
2 高齢者生きがいセンター等運営事業	高齢者生きがいセンター等の運営に必要な備品の購入にかかる経費	事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の10分の10（限度額100万円） 交付制限10年
3 高齢者生きがいづくり事業	高齢者生きがいセンター等の施設又は区公民館等の施設（長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱（昭和59年長泉町告示第8号）において、補助の対象となる施設をいう。）内において、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的として各区が行う事業について、次に掲げる備品の購入にかかる経費 (1) 運動器具・スポーツ用品 (2) レクリエーション用品	事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の4分の3（限度額20万円） 交付制限5年

(6) 既存建築物耐震性向上事業費補助金（担当課：建設計画課 055-989-5520）

【申請者：区長】

区が所有する公民館等の耐震診断に要する経費に対し、補助金を交付します（事業に要する経費と基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、200万円を限度とする）。

補助対象：昭和56年5月31日以前に建築された建築物

※補助額については、延べ面積により異なりますので、お問い合わせください。また、事業を実施する場合は、前年度の9月末（予定）までに建設計画課へご相談ください。

(7) 地域づくり活動事業費補助金（担当課：生涯学習課 055-986-2289）

【申請者：区長】

各区の実情を踏まえながら、学習を取り入れた「地域づくり・まちづくり活動」を推進しており、このような各区の生涯学習活動に対して補助金を交付します。

補助の対象				補助率（額）	補助の条件
番号	事業の区分	対象経費	補助基準額		
1	地域づくり 指定事業	自治会が実施する区民祭り、文化祭及び運動会に要する経費	1事業当たり 上限3万円	補助基準額の 範囲内で、かつ、経費の10 分の10以内	当該年度における助成額は 1自治会当たり上限5万円 まで
2	地域づくり 推進事業	自治会が地域コミュニティの醸成のために独自に実施する事業のうち、地域の特性に合わせて実施する行事及び新規に実施する行事に要する経費 (同一行事については3年間を限度とする。)	1行事当たり 上限3万円	補助基準額の 範囲内で、かつ、経費の2 分の1以内	

※補助金の決定通知書と確定通知書は区長と委員への送付となります。

(8) 財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業

【申請者：原則区長】

本助成事業は宝くじの普及事業として(財)自治総合センターが実施している事業であり、申請すれば必ず採択されるものではありません。

① 一般コミュニティ助成事業（相談窓口：行政課 055-989-5500）

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業

【助成金】※助成金は1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）

100万円から250万円まで

② 地域防災組織育成助成事業（相談窓口：地域防災課 055-989-5505）

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。

【助成金】※助成金は1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）

30万円から200万円まで（事業内容によって限度額等の金額が異なります。）

③ 青少年健全育成助成事業（相談窓口：生涯学習課 055-986-2289）

青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベントに関する事業等）ソフト事業。

【助成金】※助成金は1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）

30万円から100万円まで

(9) 小地域福祉活動推進事業助成金（担当課：社会福祉協議会 055-988-3920）

【申請者：区長】

地域の実情を踏まえながら地域力を高め、連帯感と活力あふれる福祉の地域づくりを目指すことを目的としたサロン活動や見守り活動等に対して助成金を交付します。（赤い羽根共同募金活用事業）

※事業の実施を希望する区に対して、年間 50,000 円を上限に助成します。

## 15 区長引継ぎ品目

区長の職務を引継ぐ場合は、下記の引継ぎもお願いします。

- (1) 同報無線戸別受信機（地域防災課）
- (2) 避難行動要支援者台帳（福祉保険課）

※この他にも、各区で作成した書類や備品等の引継ぎをお願いします。

## 16 区長連絡協議会事務局連絡先

〒411-8668 長泉町中土狩 828 番地 行政課地域協働チーム

電話 055-989-5500 FAX 055-986-5905

Eメール [chiiki@town.nagaizumi.lg.jp](mailto:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp)

ホームページ <https://www.town.nagaizumi.lg.jp>

## 17 長泉町区長連絡協議会規約

第1条 本会は長泉町区長連絡協議会と称する。

第2条 本会の事務所を長泉町役場行政課内に置く。

第3条 本会は区長相互の親睦を図り、町政への協力と住民の福祉増進に関する共通の事項につき協議し、町政の発展と町民の福祉に寄与すると共に、消防事業を後援することを目的とする。

第4条 本会は各区長をもって組織する。

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 理事 5名以内
- ④ 会計 1名
- ⑤ 監事 2名

第6条 本会の役員は会員中から互選し、会長は本会を代表し会務を司る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は会長の命を受けて会の運営を図る。
- 4 会計は会の会計を司る。
- 5 監事は会計を監査する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会は総会並びに臨時総会及び区長会並びに役員会とし、総会は年1回、臨時総会及び区長会並びに役員会は会長がこれを必要と認めたとき招集する。

第9条 会議は会員の過半数をもって成立し、議事は多数決で決める。

第10条 本会の経費は町の補助金その他を充て必要に応じて会費を徴収する。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 死亡弔慰金、家族弔慰金はそれぞれ別表第1により給付する。ただし、特別の事情ある場合は総会又は役員会において給付額を増減することができる。

第13条 この規約の改正は総会の議決による。

### 付 則

この規約は、昭和36年6月8日から施行する。

規約の一部改正 昭和46年4月14日

規約の一部改正 昭和57年12月3日

規約の一部改正 平成8年4月1日（暦年から年度への切替え）

### 別表第1

区 分	支給額
会員死亡	10,000円
同居の配偶者及び両親死亡	5,000円
その他同居の親族死亡	3,000円
会員傷病（10日以上）	3,000円

## 18 長泉町区長連絡協議会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会員の永年勤続及び功績に対し表彰の基準方法等を定めたものである。

### (表彰の基準)

第2条 本会員で次の各号に該当するときは、これを表彰する。

- ① 3年以上区長の職にあるもの、又はあったもの。
- ② その他本会又は区運営につき功績顕著であると認められるもの。

### (在職年数の通算)

第3条 前条の在職年数は、中断した場合もこれを通算する。ただし、月の中途中で辞任した場合には、その月はこれを通算しない。就任した時も同様とする。

- 2 前項の在職年数は、毎年 3月31日を基準日として計算し、1年に満たない場合はこれを切り捨てる。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は役員選考後に開催される区長会において行い、表彰状又は感謝状をおくる。

### (受賞者の選考)

第5条 表彰該当者等は会長が調査し役員会に諮って決定する。

### (会長への委任)

第6条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

### 附 則

本規程は、昭和56年8月1日から施行する。

会員の在職通算の基算は、昭和35年4月1日（町制施行日）とする。

規程の一部改正 平成9年4月1日（第3条2項）

規程の一部改正 平成12年2月4日（第4条）

## 19 長泉町区長連絡協議会役員手当内部規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会役員の活動に関する対価に対し、その基準方法等を定めたものである。

### (役員手当等)

第2条 この規程において、支給する役員手当等は、次の各号に定めるところによるものとする。

#### (1) 役員手当

役員（会長、副会長、会計、理事、監事）に支給する。支給額は別表とする。

#### (2) 費用弁償

役員会等への出席に対し、交通費を支給する。支給額は別表とする。

#### (3) 支給時期

役員手当、費用弁償の支給は毎年年度末とする。

### (会長への委任)

第3条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

### 別表

役職名	役員手当	費用弁償
会長	30,000 円	3,000 円
副会長	15,000 円	2,500 円
会計	10,000 円	2,500 円
理事	5,000 円	2,500 円
監事	5,000 円	2,500 円

### 附 則

本規程は、令和5年1月13日から施行する。

## 20 長泉町区長連絡協議会消防団後援会費内部規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会が消防事業を後援することを目的としていることに対し、その趣旨に賛同する世帯からの後援会費等の基準を定めたものである。

### (会費等)

第2条 消防団後援会費については、1世帯あたり300円とする。ただし、消防団員を選出する世帯を除く。

### (会長への委任)

第3条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

### 附 則

本規程は、令和6年1月12日から施行する。

## 21 防犯灯修繕等依頼書

提出日 令和 年 月 日

区名	役場区
区長名	長泉 太郎
電話番号	055-989-5505

■不点灯・自動点滅器不良※昼間から点灯している等 いずれかに丸を付けてください。

電柱種別		電柱番号
①	東京電力柱	<b>納米里3060</b>
②	NTT柱	<b>奥原支1R2</b> ⇒ 東電柱番号に「○○○A」等アルファベットの記載がある場合は、必ずご記入ください。
③	その他 (独立柱など)	※最寄りの「東電柱番号」を記載ください



◎東電番号は「地区名・番号（例：納米里 3060）」のような記載。  
◎NTT 番号は「地区名・番号・アルファベット等（例：奥原支 1R2）」のような記載。

(左の写真のように双方が記載されている電柱が多く存在します)

**<パターン1>**

東電番号、NTT 番号が共に記載されている場合は「東電番号」のみ「①」に記載ください。

**<パターン2>**

NTT 番号のみ記載されている場合は「NTT 番号」を「②」に記載ください。

**<パターン3>**

どちらでもない場合（独立柱など）は「最寄りの東電柱番号」や設置されている住所（住宅名）を「③」に記載ください。

○意見欄

意見等（防犯灯の設置要望など、ご意見がある場合には記載願います）

〈事務局〉長泉町地域防災課

tel:989-5505 fax:989-5656 メール:bousai@town.nagaizumi.lg.jp

# 防犯灯修繕等依頼書

提出日 令和 年 月 日

区名	
区長名	
電話番号	

■不点灯・自動点滅器不良※昼間から点灯している等 いずれかに丸を付けてください。

電柱種別	電柱番号
① 東京電力柱	
② NTT柱	
③ その他 (独立柱など)	※最寄りの「東電柱番号」を記載ください



◎東電番号は「地区名・番号（例：納米里 3060）」のような記載。  
◎NTT番号は「地区名・番号・アルファベット等（例：奥原支 1R2）」  
のような記載。

（左の写真のように双方が記載されている電柱が多く存在します）

## <パターン1>

東電番号、NTT番号が共に記載されている場合は「東電番号」  
のみ「①」に記載ください。

## <パターン2>

NTT番号のみ記載されている場合は「NTT番号」を「②」に記  
載ください。

## <パターン3>

どちらでもない場合（独立柱など）は「最寄りの東電柱番号」  
や設置されている住所（住宅名）を「③」に記載ください。

## ○意見欄

意見等（防犯灯の設置要望など、ご意見がある場合には記載願います）

<事務局>長泉町地域防災課

tel:989-5505 fax:989-5656 メール:bousai@town.nagaizumi.lg.jp

## 22 道路反射鏡（カーブミラー）の設置基準

令和5年10月

長泉町地域防災課

### 1. はじめに

本基準は、長泉町がカーブミラーを設置する場合に適用します。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点や曲線部において、自動車の直接目視確認が困難な場合に車両等の衝突防止を目的として設置するものです。

遠近感が分かりにくい等のデメリットに加え、ミラーのみを注視することによる歩行者や自転車の巻き込み事故の危険性について警察からの指摘もあることから、設置については慎重に判断しています。

### 2. カーブミラーの特性について

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点や曲線部において、原則、自動車同士の直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置するものです。カーブミラーを設置すると次のようなメリット、デメリットがあります。

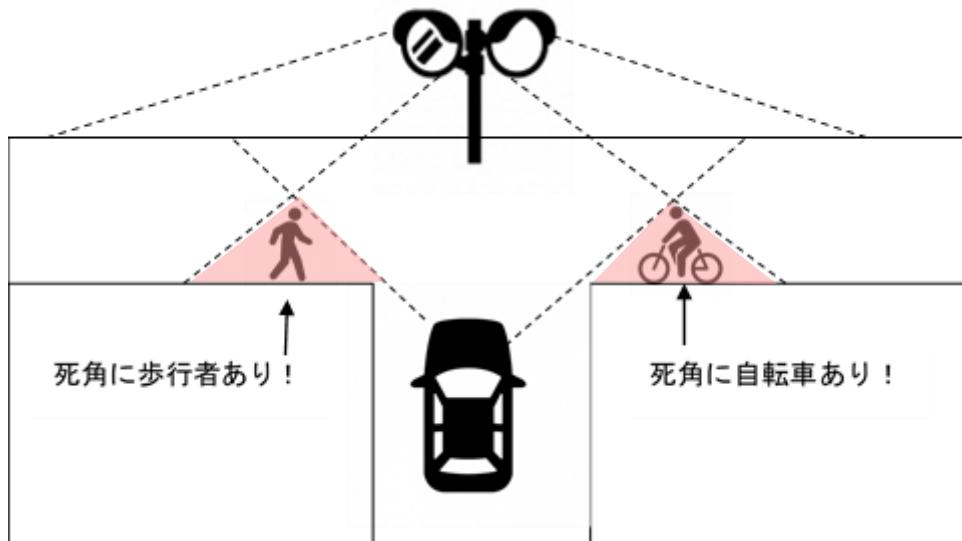
#### 【メリット】

- ①運転手が直接目視できず、見通しの悪い交差点または曲線部においては、道路構造の改良が理想的だが、カーブミラーの設置は工事費を抑えられることから、早期の安全対策に繋がる。
- ②カーブミラーが設置されていることにより、運転手が直接目視できず、見通しの悪い危険な交差点であると認識できる。

#### 【デメリット】

- ①図1のとおり、カーブミラーは運転手の目線に設置される設備であり、見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ②接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ④カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え、混乱を招きやすい。

図1



カーブミラーだけを注視することにより、本来実施すべき一時停止や徐行をせずに交差点に進入することで、事故が発生するリスクが高くなることや、カーブミラーの設置が交通事故の誘発、交通ルール無視を助長してしまうケースが増えています。これらの危険性があることから、設置については慎重に判断しています。

※カーブミラーはあくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。

### 3. カーブミラーの設置基準について ※別紙「交差点等における一般的な設置の判断基準」参照

#### (1) 歩道部でのカーブミラー設置について

歩道や自転車道、自転車歩行者道を含む交差点については、事故の多発等により特に危険と認められ、設置場所等の条件が適合する場合には、カーブミラーや路面標示等の設置をします。

#### (2) カーブミラーを設置しないと判断する場合

原則、歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合でも通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置による歩行者等への危険性を重視し、設置を見送る場合があります。

なお、設置しないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、交差点マークや白線等の路面標示を提案する場合があります。路面標示等を設置することにより、運転者に対して危険な箇所であると、視覚的に認識させ、慎重な運転に繋げることが事故を減らす上で重要と考えています。

また、以下のア～ウの場合においてはカーブミラーを設置することはできません。

ア 道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できない場合

イ 民地に設置する場合において地権者の無償使用が認められない場合

ウ 下記の箇所については、利用者や受益者が限定されるため設置しません。なお、歩道や路側帯を横切る場合は、一時停止義務があります。(道路交通法第17条第2項)

①私道と町道の交差点及び私道内 (図2)

②個人宅や事業所、施設等からの出入口 (図3)

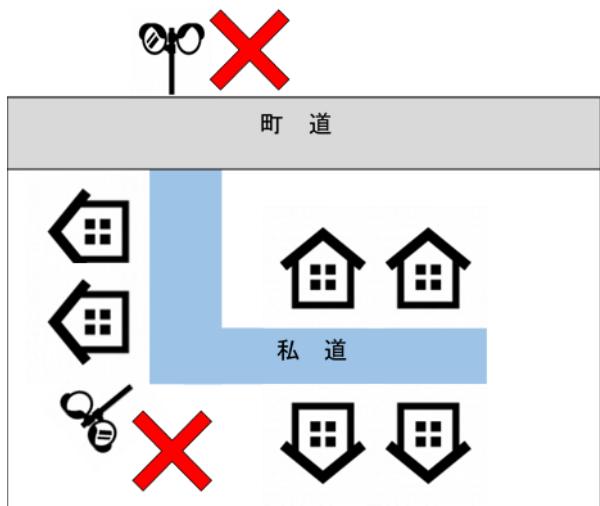


図2



図3

#### 4. 私有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等について

土地利用事業等による私有地内の形状変更（出入り口等の変更）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合には、原因者負担工事での対応となります。自己都合による公共物の形状変更等については、管理者の判断のもと、原因者負担工事での対応となっています。

#### 5. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- (1) 私有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- (2) 既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合には、裾野警察署と協議し、撤去する場合があります。（図4）



図4

#### 6. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域の総意が必要と考えています。基本的にはお住まいの区を通じて長泉町（地域防災課）へ要望して頂くようお願いします。各区におかれましては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分御留意頂きますようお願いします。

※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

#### 7. カーブミラーの設置後について

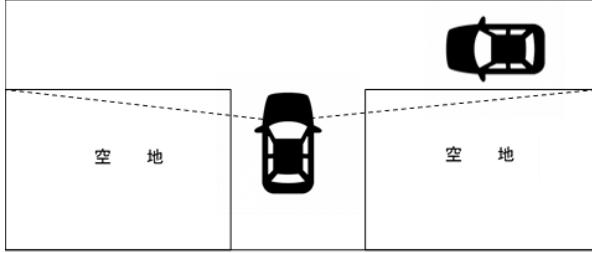
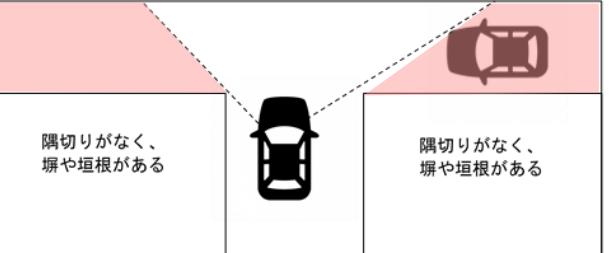
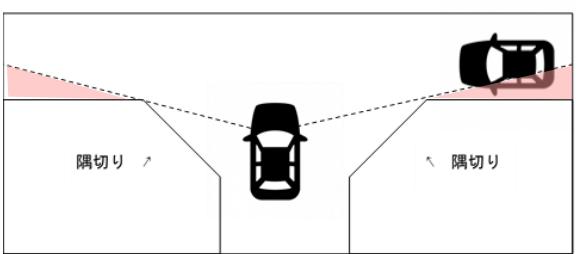
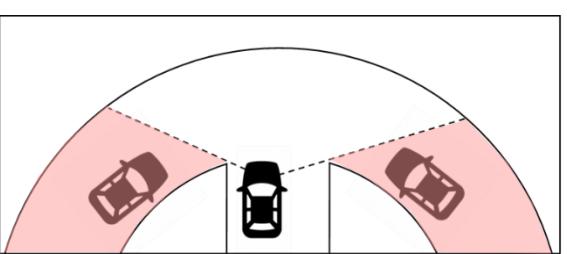
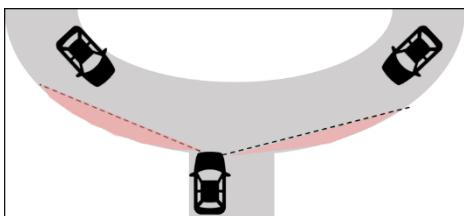
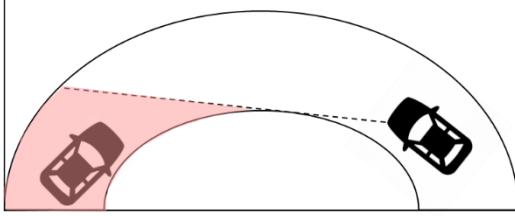
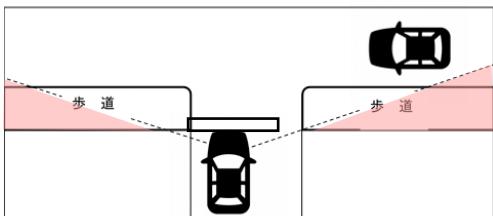
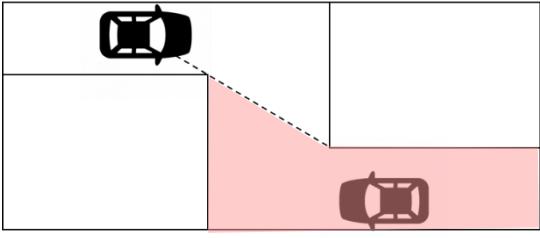
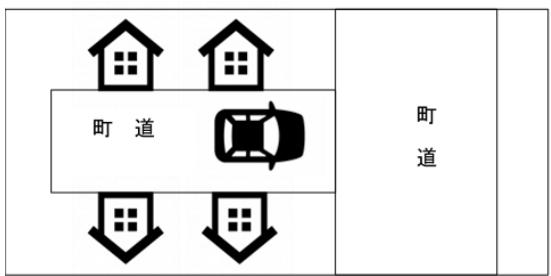
設置したカーブミラーが、車両接触等の原因で見にくくなったりした場合は、長泉町（地域防災課）へご連絡ください。角度調整等の対応を行い改善します。

※車両の接触等により傷ついたり、破損したカーブミラーの中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用します。また、接触等による破損が多発した場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できていないと判断したときは撤去を検討します。

また、区の要望により設置したカーブミラーにおいて、民地の樹木等が繁茂し、ミラーに写り込んだり覆いかぶさってしまった場合は、各区を通じて土地所有者に樹木の剪定等依頼するようお願いいたします。

## 交差点等における一般的な設置の判断基準

別紙

 <b>設置しないと判断する場合</b> (法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)	 <b>設置を検討する場合</b>
<p>①空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。</p> 	<p>①道路幅員が狭く、民地内の堀や垣根等により、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>②隅切りがあり、見通しが確保されている場合。</p> 	<p>②内へカーブしており、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>③外へカーブしており、見通しが確保されている場合。</p> 	<p>③急カーブで、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合。</p> 	<p>④屈折部で、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>⑤行止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合。</p> 	

※設置可否については、原則、地域防災課長及び生活安全相談員又は交通事故相談員立会いのもと現地を調査し判断します。

## 23 通学路防犯カメラ設置事業費補助金（担当課：地域防災課 055-989-5505）

### 【申請者：区長】

登下校中の子どもを狙った犯罪の抑止を図るため、通学路防犯カメラを設置する区に対して補助金を交付します。

### 【補助対象経費】

通学路防犯カメラの購入及び設置、設置している旨を示す看板設置に係る経費（維持管理に係る費用は対象外）

### 【補助金】

通学路防犯カメラの購入及び設置に要した経費の 10 分の 9 以内（消費税及び地方消費税に相当する額を含み、当該補助対象経費に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、通学路防犯カメラ 1 台の購入及び設置につき 30 万円を限度とします。

※申請を希望する場合は、事業実施前に地域防災課にご相談ください。

## 24 敬老事業対象者名簿依頼（担当課：長寿介護課 055-989-5537）

### 【申請者：区長】

長泉町敬老事業における敬老祝金及び敬老祝品対象者名簿の提供について、希望される場合は、別紙様式に関係書類添えて提出してください。（口頭での申し出による提供はしていませんので、ご了承ください。）

名簿の受け渡しは長寿介護課窓口で行い、区敬老事業実施後は、すみやかに名簿を返却していただきます。

### 【申請時期】

8月5日以降

（8月1日現在の時点で町内に住民登録のある方を対象としているため）

### 【申請書類】

- ・別紙依頼書
- ・当該年度の区事業計画書等、区で敬老事業を実施することがわかる資料

### 【名簿受け渡し】

申請受け付け後、準備ができ次第、ご連絡します。

令和 年度 区 事業実施に伴う  
長泉町敬老事業における敬老祝金及び敬老祝品対象者名簿提供依頼書

令和 年 月 日

長泉町長 様

申請者職 区長  
氏 名 印

令和 年度 区 事業実施に伴い、長泉町敬老事業における敬老祝  
金及び敬老祝品対象者名簿を提供されるよう、関係書類を添えて依頼します。

## 25 二十歳の集い対象者名簿依頼（担当課：生涯学習課 055-986-2289）

### 【申請者：区長】

長泉町二十歳の集い事業における対象者名簿の提供について、希望される場合は、別紙様式に関係書類添えて提出してください。（口頭での申し出による提供はしていませんので、ご了承ください。）

名簿の受け渡しは生涯学習課窓口で行い、区における二十歳を迎える方への事業実施後は、すみやかに名簿を返却していただきます。

### 【申請時期】

10月1日以降

（10月1日現在の時点で町内に住民登録のある方を対象としているため）

### 【申請書類】

- ・別紙依頼書
- ・当該年度の区事業計画書等、区で二十歳を迎える方への事業を実施することがわかる資料

### 【名簿受け渡し】

申請受け付け後、準備ができ次第、ご連絡します。

令和 年度 区 事業実施に伴う  
長泉町二十歳の集い事業における対象者名簿提供依頼書

令和 年 月 日

長泉町長 様

申請者職 区長  
氏 名 印

令和 年度 区 事業実施に伴い、長泉町二十歳の集い事業における対象者名簿を提供されるよう、関係書類を添えて依頼します。